

鎌倉市監査委員公表第1号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき監査を実施したので、同条第5項により、監査結果を公表します。

令和8年(2026年)6月29日

鎌倉市監査委員 八 木 隆太郎
同 池 田 実



監査結果書

1 監査の結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（令和 8 年（2026 年）4 月 28 日請求「議会棟パネル板設置費用及びネームプレート等購入費の返還について」）は、これを理由がないものと認め、棄却する。

2 監査の種類

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求を受け、同条第 5 項の規定に基づき実施した監査

3 監査対象

市長（都市調整部、議会事務局）及び議会（議会事務局）

4 監査期間

令和 8 年（2026 年）4 月 28 日から同年 6 月 24 日まで

5 監査を実施した委員

監査委員 八木 隆太郎
同 池田 実

6 請求の受理

令和 8 年（2026 年）4 月 28 日付けで「議会棟パネル板設置費用及びネームプレート等購入費の返還について」に係る鎌倉市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）が提出された。

その内容は、以下のとおりである。

(1) 請求人

氏名等 略

(2) 請求の内容

鎌倉市長は、鎌倉市役所議会棟ロビーに歴代議長、副議長、現職議員らの氏名を記載したネームプレートを設置するためにパネル板を貼り付けるための費用として、庁舎管理事務の維持修繕料から 1,593,625 円を支出した。また、このパネル板に取り付けるための議員名を記したネームプレートと見出しの真鍮製プレート 173 枚を納品させ、議会費から 2,279,585 円の支出をした。

鎌倉市議会では、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日より市役所内の議会棟入口の防火扉を常時閉鎖し、許可なく市民が議会棟フロアに立ち入ることができなくなった。つ

まり、真鍮製のネームプレートを市民が目に見える機会をほとんどなくしてしまっただけであり、何のために議員名を記したネームプレートを設置したのか意味不明である。

庁舎の修繕費を銘板設置に流用した行為も問題である。議員の名誉欲を満足させるために市民の貴重な税金を使い真鍮製の高価なプレートを設置したとしか考えられない。

このネームプレートについては、議長、副議長、議員が変わるごとに新しいプレート板を追加で設置していく計画とのことである。プレートは1枚当たり 10,950 円であり、これにデータ製作料を加算した経費が毎回かかることとなる。

地方財政法は第4条第1項に「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定めている。この規定に違反する無駄な支出であることは間違いない。

よって、上記ネームプレートの設置を鎌倉市議会議長の言いなりになって承認した鎌倉市長等に対し、監査委員から上記金員の返還の勧告をすることを求める。

(3) 請求人から提出された証明書等

ア 証明書1 契約年月日令和8年(2026年)1月9日、契約金額2,279,585円の物品購入契約結果通知書の写し

イ 証明書2 検収年月日同年3月19日、契約金額2,279,585円物品払出通知書の写し

ウ 証明書3 令和7年(2025年)12月25日付商品名鎌倉市議会棟壁面パネル修繕、金額1,593,625円の請求書写し

エ 証明書4 起案日同年10月16日、件名鎌倉市議会棟壁面パネル修繕、金額1,593,625円の支出負担行為伺書(額確定)の写し

オ 証明書5 起案日令和8年(2026年)1月15日、件名鎌倉市議会棟壁面パネル修繕、金額1,593,625円の支出命令書の写し

カ 証明書6 令和7年(2025年)12月24日付業務の名称鎌倉市議会棟壁面パネル修繕、契約の金額1,593,625円の完了届書の写し

キ 証明書7 同年10月20日付鎌倉市議会棟壁面パネル修繕契約書の写し

ク 証明書8 令和8年(2026年)4月27日付神奈川新聞記事の写し

ケ 証明書9 同年5月2日付神奈川新聞記事の写し

コ 証明書10 同日付朝日新聞朝刊記事の写し

サ 証明書11 同年4月10日号タウンニュースの記事の写し

シ 証明書12 同月11日付毎日新聞朝刊記事の写し

ス 証明書13 同年5月12日付神奈川新聞記事の写し

セ 証明書14 起案日同年3月25日、件名議員氏名プレート等購入、金額2,279,585円の支出命令書の写し

(4) 請求の要件審査

本件請求書については、地方自治法第 242 条の所定の要件を具備しているものと認め、令和 8 年(2026 年) 5 月 19 日にこれを受理することに決定した。

7 監査の実施

(1) 書類調査

ア 書類の提出

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、次のとおり、市長及び議会に書類の提出を求め、提出を受けた。

(ア) 市長

提出を求めた書類	担当部課等	提出を受けた書類等
a 本件請求書「1 請求の要旨」に記載された維持修繕料及びプレートの購入費の予算執行に 関係する決裁文書に係る文書番号一覧並びに当該決裁文書に紙媒体で添付された文書	都市調整部 管財課	議会棟壁面パネル修繕に係る見積依頼について
		支出負担行為何（額確定）（何無）：鎌倉市議会棟壁面パネル修繕
		完了届（鎌倉市議会棟壁面パネル修繕）
		支出命令：鎌倉市議会棟壁面パネル修繕
	議会事務局 議会総務課	入札用参考見積依頼について その 2（鎌倉市議会議員氏名プレート等設置業務委託）
		予算流用何（節間）：議員氏名プレート等の購入に係る流用
		支出負担行為何：議員氏名プレート等購入
		支出命令：議員氏名プレート等購入
b 上記予算執行に 関係する行政文書 （a に該当するものを除く。）	都市調整部 管財課 議会事務局 議会総務課	—（該当文書なし）

(イ) 議会

提出を求めた書類	担当部課等	提出を受けた書類等
a 本件請求書「1 請求の要旨」に記載された維持修繕料及びプレートの購入費の予算執行に 関係する行政文書	議会事務局 議会総務課	—（該当文書なし）

イ 書類調査の結果

提出を受けた書類について、鎌倉市契約規則、鎌倉市財務規則、鎌倉市事務決裁規程その他の規程に照合し調査したところ、財務会計事務はおおむね良好に執行されたものと認められた。

(2) 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年(2026年)5月29日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、次のとおりであった。

ア 証拠の提出

次のとおり、請求人から証拠の追加提出があった。

(7) 証明書15 令和8年(2026年)4月8日付鎌倉市指令議総第44号行政文書
不存在決定通知書の写真

(1) 証明書16 同年5月23日付読売新聞記事の写し

イ 請求人の陳述

次のとおり、請求人の陳述の聴取を行った。なお、陳述に先立ち、請求人から陳述書が提出された。

(7) 日時

令和8年(2026年)5月29日(金) 午前9時30分から午前9時56分まで

(1) 場所

404会議室

(ウ) 陳述及び陳述書の要旨(本件請求書に記載された事項を除く。)

a かつての地方議会では長く議員を務めた人を顕彰する意味で銅像や肖像画を作成し、相当な額を支出しているところもあったが、そのような名誉欲を満足させるための支出に対する問題提起がされてきた経緯がある。時代が変わり、そのようなものは自粛しようという動きが全国の地方議会にあったと認識している。

b 令和7年度当初予算の庁舎管理事務の維持修繕料のうち目的を定めていないものは1,700万円(12月補正予算で725万円の増額)、議会費は約3億3,400万円であり、当初予算として議決を経ているため、この範囲内であれば議会の議決なしに使用可能である。こうした事情から、1,593,625円及び2,279,585円を、全く傷んでいない議会棟の壁へのパネル板の設置とネームプレートの製作費用に流用したものである。

c 鎌倉市議会総務課によれば、ネームプレートの設置については、令和7年(2025年)5月22日の各派代表者会議で議長が話をして、「確認をした」とのことである。「確認」であって「承認」ではなかったとのことである。本件設置を「確認」した各派代表者会議について会議録を作成しておらず、音声データもないということである。前市議会議員が「現職議員の写真パネルお

よび歴代議長の氏名のプレートについて設置の経緯がわかる文書」、「議会の承認を得たあるいは議会に報告したことの記録にかかる文書」を開示請求したところ、「文書不存在決定通知書」が出されたとフェイスブックに記載している。つまり、議会の正式な議決なしに本件の支出行為がなされたことがわかる。このような予算が必要か否かは、本来であれば議員が議論をし、合意形成を図ったうえでやるのであればまだしも、それが全くないということが非常に問題であると思う。

d 市民が税金を払うのにも苦勞している中で、このネームプレートの設置のために約 387 万円の予算を執行するのは、一般感覚、市民感覚からすれば、不当であると思わざるを得ない。

(3) 聴き取り調査等

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、令和 8 年(2026 年) 6 月 10 日に都市調整部長、都市調整部次長兼庁舎整備課長、管財課長、管財課課長補佐兼管財担当担当係長、議会事務局長、議会総務課長及び議会総務課課長補佐兼議会総務担当担当係長に対して、聴き取り調査を行った。

また、総務部財政課に対して文書による質問を行った。

聴き取り調査等により、次の事実を確認した。

ア 議会棟の管理権限は市長にあり、建物（躯体）と一体となっている設備等の設置、修繕等は総務費の庁舎管理事務の予算から執行することが通例である。また、管理権限は市長にあるが、議会棟の使用に当たっては議会の意向が尊重されている。

イ 不具合の解消を目的としない建物の壁、床等の加工は、需用費維持修繕料の予算から執行することが通例である。最近実施された具体例としては、点字ブロック等を設置するための床面の加工、レイアウト変更等に伴うエアコンの増設、電気自動車のための電源の増設などが挙げられる。

ウ 本件請求書記載のパネル板（以下「本件パネル板」という。）の設置は、令和 7 年度当初予算において箇所又は内容を特定しない突発的な執行のために計上された維持修繕料を用いて執行されたものであった。

エ 都市調整部管財課（執行当時は総務部公的不動産活用課）は、議会全員協議会室への歴代議長の写真の掲示から議会棟壁面への本件請求書記載のネームプレート等（以下「本件ネームプレート等」という。）の掲示に変更したい、という議会の意向を尊重し、本件ネームプレート等の掲示が可能な本件パネル板の設置を行った。

オ 議会事務局は、これまで議会全員協議会室に額装した歴代議長の写真を掲示してきたが、掲示場所が不足してきたこと等の事情もあり、議長の指示により議会議ロビーの壁に本件ネームプレート等を設置することとした。当該写真の掲示につ

いては、直近の実績額で1名分の経費が118,800円（消費税等込み）であった。本件ネームプレート等は、正副議長については辞職後に、現職議員については改選時に新人議員分を、それぞれ作成する予定であり、令和7年度実績額での1名分の経費は10,950円（消費税等別）である。

カ 議会費の予算については、通常、当初予算要求前にその内容を各派代表者会議において協議し、了承している。しかし、本件ネームプレート等の購入費は当初予算に計上されておらず予算流用によって措置されており、この手続は行われていなかった。

キ 令和7年（2025年）5月22日に開催された各派代表者会議において、議長から本件ネームプレート等の設置の意向があることについて発言があったが、その各派代表者会議の場で、一定の合意形成をしたという事実はなかった。

8 判断理由

以下、結論に至った理由について述べる。

請求人の主張は6(2)のとおりであるが、その内容について以下のとおり検証した。

(1) 公金支出の違法性について

請求人は、市民が許可なく立ち入ることができなくなった議会棟フロアに何のために議員名を記したネームプレートを設置したのか意味不明であり、議長、副議長、議員が変わるごとに新しいプレートを追加で設置していくことは、地方財政法第4条第1項に違反する無駄な支出であると主張している。

財務会計行為が地方財政法第4条第1項の規定に反し違法かどうかの判断については、裁判例において、同項は「地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否か（中略）のような判断は、（中略）長の広範な裁量に委ねられているものというべきである」

「そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である（最高裁昭和53年10月4日大法廷判決・民集32巻7号1223頁参照）。」（平成17年7月27日大阪高等裁判所判決）とされている。

上記裁判例を踏まえ、本件パネル板設置費用及び本件ネームプレート等購入費の支出において、裁量権の逸脱又は濫用が認められるか否かを判断する。

議会全員協議会室における歴代議長の写真の掲示に代えて本件ネームプレート等により歴代正副議長及び現職議員の氏名等を掲示することは、7(3)オに記載のとおり、当該写真の掲示場所が不足してきたこと等の事情もあり、議長の指示により

決定された。7(3)アに記載のとおり、議会棟の管理権限は市長にあるが、使用に当たっては議会の意向が尊重されている。これらのことから、市長の担任する予算執行事務及び財産管理事務を補助機関として執行する立場の総務部公的不動産活用課（現在の都市調整部管財課）職員が、議長又は上司の命を受けて議会に関する事務に従事する議会事務局職員の意向を受け、鎌倉市契約規則、鎌倉市財務規則ほか諸規程に則り本件パネル板の設置事務を執行したことに不合理な点は見受けられない。

また、市長の担任する予算執行事務を補助執行する立場の議会事務局職員が、議会の事務を統理し、議会を代表する議長の意向に従い、鎌倉市契約規則、鎌倉市財務規則ほか諸規程に則り本件ネームプレート等の購入事務を執行したことについても同様である。

以上のことから、本件パネル板の設置及び本件ネームプレート等の設置について、市長（鎌倉市事務決裁規程及び鎌倉市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程により、市長からあらかじめ専決することを任され、権限行使の意思決定を行うとされている者を含む。）の判断が著しく合理性を欠き、市長に与えられた広範な裁量権を逸脱し、又は濫用するものとは認められず、本件公金支出に違法性はない。

(2) 公金支出の不当性について

ア 庁舎管理事務の予算執行について

請求人は、本件請求書において「庁舎の修繕費を銘板設置に流用した行為も問題である」旨主張しているが、7(3)ア及びイに記載のとおり、議会棟の建物（躯体）と一体となっている設備等の設置、修繕等は総務費の庁舎管理事務の予算から執行することが通例であり、また、不具合の解消を目的としない建物の壁、床等の加工は、需用費維持修繕料の予算から執行することが通例である。これらのことから、本件パネル板の設置を総務費の庁舎管理事務の需用費維持修繕料の予算により執行したことに何ら問題はない。

イ 本件パネル板及び本件ネームプレート等に係る予算執行について

請求人は、陳述において、本件パネル板及び本件ネームプレート等のために約387万円の予算を執行するのは一般感覚、市民感覚からすれば不当であると思わざるを得ない、と主張している。また、本件請求書において、無駄な支出であることは間違いないと主張している。

請求人から違法又は不当な支出を証する書面として新聞報道の写し等の提出もあり、無駄な支出であるという意見が一定数あることは承知するところである。しかし、新聞報道にもあり、議会事務局職員への聴き取り調査においても述べられた「議会の歴史を残す」という行為については、その在り方や方法について議会において決定し、予算執行事務を担当する市長の判断により執行されるべきものである。従って、その具体的な方法については、議会の意向を尊重して予算執

行に当たった市長の判断に裁量権の逸脱又は濫用が認められない以上、その内容に関して監査委員が介入するものではない。

また、請求人から提出された新聞報道の写しにあるとおり、本件パネル板及び本件ネームプレート等の設置が「初期投資」であるとするのなら、その投資が生かされるための議会内の合意が記録に残されるべきであると考ええる。しかし、議会においてその合意形成に係る明確な定めがない以上、本件の決定の過程に不合理な点があったとまでは言えない。

以上のことから、鎌倉市長が執行した本件パネル板の設置及び本件ネームプレート等の購入について違法はなく、不当と判断できる点もないため、請求人の主張は認めることはできない。